

各運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長 殿
(単名各通)

自動車交通局技術安全部
自動車情報課長

輸出に係る不審事案の取扱いについて

標記について、輸出抹消制度に係る不正登録等を防止する観点から、下記の各号に該当する事案については、当該各号に定める添付書類の提出を求めた上で処分を行うこととし、この旨了知されるとともに、管下運輸支局等においては取扱いに遺漏なきを期されたい。

また、管下運輸支局等においては本取扱いを掲示する等により、申請者等に十分な周知を図ることとされたい。

なお、本取扱いは平成20年2月8日から実施することとし、それまでは、なお従前の例によることとして差し支えない。

記

1. 輸出抹消仮登録証明書が返納できない場合

法第15条の2第4項の規定その他の事由により輸出抹消仮登録証明書を返納すべき場合において、所有者が当該証明書を返納することが出来ないときは、所有者が押印した理由書（別添様式1）及び所有者の印鑑に関する証明書の添付を求めた上で、同条第5項に定める一時抹消登録証明書の交付を行う。

2. 輸出の届出に一時抹消証明書の返納ができない場合

法第16条第5項に定める一時抹消登録を受けた自動車の輸出の届出に際して、所有者が一時抹消登録証明書を返納することが出来ないときは、所有者（輸出予定届出の届出に際して、所有者の変更があったときには旧所有者も併記）が押印した理由書（別添様式2）及び所有者（輸出予定届出の届出に際して、所有者の変更があったときには旧所有者）の印鑑に関する証明書の添付を求めた上で、同条第6項に定める輸出予定届出証明書の交付を行う。

3. 輸出予定届出証明書が返納できない場合

法第16条第7項により、読み替えて準用する法第15条の2第4項の規定その他の事由により輸出予定届出証明書を返納すべき場合において、所有者が当該証明書を返納することが出来ないときは、所有者が押印した理由書（別添様式1）及び所有者の印鑑に関する証明書の添付を求めた上で、同条第8項に定める自動車登録ファイルへの記録及び一時抹消登録証明書の交付を行う。

【別添様式1及び2については掲載を省略します】